

守秘義務規定及び倫理規定について

当評価機関において実施する福祉サービス第三者評価事業の信頼性及び公平性を確保することを目的とし、適正な評価業務の遂行に努めるべく以下のとおり守秘義務規程及び倫理規程を制定する。

1. 守秘義務規程に関する内容

- (1) 当評価機関が収集する情報は、評価の実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価以外の目的には決して使用しない。
- (2) 当評価機関及び第三者評価実施にあたって当評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する上で知り得たサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しない。この守秘義務は評価契約終了後も同様である。
- (3) 当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。)
- (4) 当評価機関は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果については、記入者が特定されないよう加工した上でサービス事業者に報告するものとし、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、サービス事業者やその第三者に漏洩しないよう第三者評価終了後に破棄する等の処理を行う。
- (5) 当評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類については、事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外に持ち出さない。
- (6) 当評価機関は、事業者が業務上作成している内部資料等については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外には持ち出さない。ただし、事業者の同意がある場合にはこの限りではない。
- (7) 当評価機関は、第三者評価を実施する上で作成した評価結果、及び報告書を善良なる管理者の注意をもって保管し、その後、廃棄処分する。

保管期間中は、本件業務以外の用途に使用しない。

- (8) 当評価機関は、個人情報について公知のものであっても、例外なく秘密情報とし、本業務に関して知りえた情報及び相手方から開示された情報を第三者に開示しない。当評価機関から離脱した評価者もこれを順守する。
- (9) 前項の規定にかかわらず、評価機関は、明らかな法令違反により、生命又は身体に重大な影響が生じるおそれがある場合においては、関係行政機関等に事業者又は利用者の状況等の情報を提供できるものとする。

2. 倫理規程に関する内容

- (1) 当評価機関及び第三者評価実施にあたって当評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する際、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分に配慮し、人権を尊重する。
- (2) 評価に際しては、第三者評価の適正かつ円滑な実施とともに、事業者のサービス提供に支障を来さないよう、当評価機関及び事業者が相互に協力して業務を実施するものとする。
- (3) 当評価機関は、当該評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業者、サービス利用者及びその家族等に周知する。
- (4) 当評価機関及び評価調査者は、評価業務が極めて公正な立場で行われなければならないことを十分に認識し、
 - ① 事業者の内部情報を独自の目的で収集するため、
 - ② 自己の業務の参考とするため、
 - ③ 特定の法人や個人に利するためなど、評価目的と異なる目的を併せ持って評価を行わない。
- (5) 当評価機関及び評価調査者は、常に必要な技術、知識の習得に努め、信頼性の高い、公正な評価を実施する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。